



新規加入・増額のおすすめ

# ネットコープ共済制度

団体定期保険



安心へのパスポート!

組合員企業で働くみなさまのためだけの制度です!  
この機会にぜひ新規加入・増額をご検討ください!

Look!

**年金払特約が付保されています!**

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことが可能です。  
※詳しくは2ページ、14ページをご確認ください。

Look!

**リビング・ニーズ特約が付保されています!**

※余命6カ月以内と判断される場合に、保険金のお受取りが可能です。詳しくは2ページをご確認ください。

Look!

**保障額の選択範囲が充実しています!**

※詳しくは5~6ページをご確認ください。

Look!

**ご加入者の方が利用いただける付帯サービス「N-コンシェルジュ」をご用意しています!**

※詳しくは3~4ページをご確認ください。

## 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障害がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄  保障内容はニーズに合致していますか。  
 ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の  
公的保険ポータルはこちら



## 効力発生日と申込締切日

効力発生日

2024年4月1日

申込締切日

2024年1月31日(水)

増額のお申込みは  
年1回です!

## 毎月加入いただけます!

●当保険制度は追加募集をしておりますので、左記効力発生日以外でも加入可能です。  
追加募集時に加入される場合は、以下の効力発生日・申込締切日をご確認のうえ  
ネットコープ共済事務局へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。

効力発生日

引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、その翌月1日となります。

申込締切日

毎月5日

当パンフレットには全国情報ネットワーク協同組合と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。  
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

全国情報ネットワーク協同組合

- この保険契約は、全国情報ネットワーク協同組合(以下、「協同組合」といいます。)を保険契約者とし、協同組合所属(加盟)の事業所(以下、「事業所」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。  
そのため、この保険契約の運営にあたっては、協同組合および事業所は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、協同組合がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。  
協同組合および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、協同組合、事業所および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き協同組合、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取扱われます。  
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

~死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて~  
指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人(以下、受取人および代理人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。



## ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 全国情報ネットワーク協同組合  
ネットコープ共済事務局 TEL:0120-368-377(通話料無料)  
【受付時間 月曜日~金曜日 午前10:00~11:30 午後1:30~4:00(祝日を除く。)]  
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-5-5 藤ビル3階  
TEL:03-3517-4501 FAX:03-3517-4500  
メールアドレス:nc-kyosai@net-coop.jp HP:https://net-coop.jp

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925(通話料無料)  
※お問合せの際には、記号証券番号(932-6446)をお知らせください。  
【受付時間 月曜日~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]

- <指定紛争解決機関>
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記> 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有な名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



# ネットコープ共済制度の特徴

ネットコープ共済制度はこんな場合に支払われます。

死亡された場合



または

所定の高度障がい状態になられた場合



1 更新日から1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、**配当金**をお受取りになれます!

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。



2 団体保険としての割引が適用されたお手頃な掛金です!  
▶ 詳細は5～6ページの「保障額と掛金」をご覧ください。

3 配偶者さま・お子さまも申込みいただけます。  
ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・扶養するお子さまもお申込みができます。

4 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです!  
▶ 告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

5 1年ごとに保障額の見直しができます!  
結婚・子ども誕生・子ども独立…といった生活の変化に応じて1年ごとに保障額の見直しができます!  
(ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。)

## Look! 「年金払特約」が付保されています!

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます!  
万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。

※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。また、リビング・ニーズ特約の特約保険金についても対象外です。  
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

### 1 全額一時金

保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。



### 2 一時金 + 年金

葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は、分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。



### 3 全額年金

一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。



## Look! 「リビング・ニーズ特約」が付保されています!

保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

- リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。
- 所定の範囲内で必要に応じた金額を請求できます。
- リビング・ニーズ特約は無料です。
- 被保険者がごどもの場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金はお支払いしません。

▶ 詳細は8～9ページの「受取人」、12ページの「保険金のお支払事由」、13～14ページの「保険金をお支払いしない場合等(詳細)」をご確認ください。



ご家族と一緒に過ごす費用に!!



高額な先進医療の費用に!!





# 「N-コンシェルジュ」

(企業保険商品付帯サービス)のご案内



N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。以下のURLより今すぐご確認ください。

## 生活に役立つ情報・特典がいっぱい！！

### 1 ベネフィットN



生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます。

### 2 バリューサービス



日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供します。

### 3 ヘルスケアサポート



健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を専門家がお受けいたします。ご加入者のみならず、同居のご家族も無料でご利用になれます。

## N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単！！

【URL】 <https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/121>



### 「お気に入り」に登録されたみなさまへ

ログイン後のTOPページを「お気に入り(ブックマーク)」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインIDには「netcoop」を入力してください。

### 【ご留意点】

- 「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、または団体長期障害所得補償保険
- 「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。
- 12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2022年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

## ヘルスケアサポート サービス内容について

### 電話相談

健康・介護・メンタルヘルスに関するお電話は  
**0120-800-173** (通話料無料)

※ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。また、左記電話番号をご利用にならない場合には、お手数ですがメール相談のご利用、もしくは**03-6737-9626** (通話料お客様負担) をご利用ください。なお、メール相談については、前述のURLよりご利用になれます。

### メンタルヘルスサポート

#### ◆メンタルヘルス相談

メンタルヘルスについて看護師等に相談することができます

メール・ネット  
電話

- 看護師等がカウンセリングを必要と判断した場合は、以下の電話カウンセリングをご案内することがあります
- メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
- メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です

【受付時間】 24時間 年中無休

#### ◆メンタルヘルスカウンセリング

メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします(予約制)

電話

- お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
- 予約制 1回 30分です
- 予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
- お一人様につき年間5回までご利用になれます

【予約受付時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00  
【実施時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00

#### ◆メンタルヘルスカウンセリング

全国47都道府県にあるカウンセリングルームで、メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします(予約制)

対面

- お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
- カウンセリングルームにより実施時間は異なります
- 予約制 1回 50分です
- 予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
- お一人様につき年間3回まで無料でご利用になれます

【予約受付時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)9:30～17:00  
【実施時間】 月～金曜日(祝日・12/29～1/4を除く)10:00～20:00  
土曜日(祝日・12/29～1/4を除く)10:00～18:00

### 健康管理・介護サポート

#### ◆健康・介護相談

お体の不調や健康管理、ご家族の介護に関する相談に看護師等がお応えします

メール・ネット  
電話

- メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
- メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です

【受付時間】 24時間 年中無休

#### ◆医療機関・介護施設案内

お近くの医療機関・介護施設や専門の医療機関の情報をご提供します

メール・ネット  
電話

- 紹介状等は発行しておりません
- 受診料等は自己負担となります
- メール相談の標準回答は4営業日以内(土日祝日・12/29～1/4を除く)です

【受付時間】 24時間 年中無休

#### ◆有料老人ホーム・健康サービスの取次ぎ

有料老人ホームの「入居一時金割引」や「体験入居割引」のご案内をします

メール・ネット  
電話

- 有料老人ホームの取次ぎでは、全国で提携している有料老人ホームの「入居一時金割引」や「体験入居割引」のご案内をします
- 健康サービスの取次ぎでは、人間ドックの割引取次ぎ、および情報提供を行います

【受付時間】 月～金曜日(祝日・12/30～1/3を除く)9:00～17:00

#### ◆専門医相談・女性専用相談・育児相談・管理栄養士相談

約250名の指導医や独自に集積した専門医データベースの中から病状に応じた適切な医師に相談できます

電話

- 本サービスは相談であり、診察・診療ではありません
- 電話相談のみで紹介状の発行も可能です
- ただし、発行する紹介状は相談情報提供書であるため、医療法上の診療情報提供書とは異なります
- このため、紹介先の医療機関を受診する際に特定療養費(初診料)がかかる場合があります

女性専用相談 女性限定で、健康に関する悩みを女性医師に相談できます

育児相談 お子様(小学生まで)の健康に関するお悩みについて、小児科医、看護師等に相談できます

管理栄養士相談 健康保持増進のための栄養、食事に関する悩みについて管理栄養士が相談を受けます

【受付時間】 24時間 年中無休

### サポート

#### ◆FP・税務相談

遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に相談できます

電話

- 遺産相続やさまざまな手続きをまとめた冊子(遺族向けガイドブック)をヘルスケアサポートのWEBサイトにてご確認ください
- 電話番号は他のサービスと異なります。遺族向けガイドブックに記載しております
- ご加入者のご遺族のご相談の利用期間は万一の際から3年間となります

【受付時間】 月～金曜日(祝日・12/28～1/4を除く)10:00～18:00

### 【ヘルスケアサポートについてのご留意点】

緊急の相談・美容相談・民間療法の相談等については、相談いただけない場合があります。医療過誤・医療訴訟等には対応できません。一般的な情報提供を目的としており、医師による診療行為またはこれに類似するものではありません。

# ご契約の概要について (契約概要) 団体定期保険

## 保障額と掛金

### ライフイベントにあわせた保障額が選択できます!

- ※ 効力発生日現在で、保険年齢71歳以上の方は1,000万円が上限です。また、新規加入・増額はできません。
- ※ 配偶者・子どもは本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ※ 健康状態等によっては、保障額を増額できない場合があります。

- 当プランレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。  
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。  
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 以下の保険金額以外にご加入の方の掛金については、ネットコープ共済事務局までご照会ください。  
また、事業主負担タイプとあわせて、5,000万円が上限となります。
- 更新日現在保険年齢71歳以上の方で、保険金額1,000万円超にご加入の場合は、更新日付で自動的に1,000万円へ減額して更新されます。(お手続きは不要です。) 保険金額1,000万円未満へ減額をご希望の場合は「加入申込書兼告知書」を必ずご提出ください。

対象	本人												
	配偶者												
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	性別	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
15歳～35歳 (1988.10.2生～ 2009.10.1生)	男性	141円	282円	423円	564円	705円	846円	987円	1,128円	1,269円	1,410円	2,115円	2,820円
	女性	107円	214円	321円	428円	535円	642円	749円	856円	963円	1,070円	1,605円	2,140円
36歳～40歳 (1983.10.2生～ 1988.10.1生)	男性	167円	334円	501円	668円	835円	1,002円	1,169円	1,336円	1,503円	1,670円	2,505円	3,340円
	女性	148円	296円	444円	592円	740円	888円	1,036円	1,184円	1,332円	1,480円	2,220円	2,960円
41歳～45歳 (1978.10.2生～ 1983.10.1生)	男性	210円	420円	630円	840円	1,050円	1,260円	1,470円	1,680円	1,890円	2,100円	3,150円	4,200円
	女性	171円	342円	513円	684円	855円	1,026円	1,197円	1,368円	1,539円	1,710円	2,565円	3,420円
46歳～50歳 (1973.10.2生～ 1978.10.1生)	男性	281円	562円	843円	1,124円	1,405円	1,686円	1,967円	2,248円	2,529円	2,810円	4,215円	5,620円
	女性	223円	446円	669円	892円	1,115円	1,338円	1,561円	1,784円	2,007円	2,230円	3,345円	4,460円
51歳～55歳 (1968.10.2生～ 1973.10.1生)	男性	388円	776円	1,164円	1,552円	1,940円	2,328円	2,716円	3,104円	3,492円	3,880円	5,820円	7,760円
	女性	285円	570円	855円	1,140円	1,425円	1,710円	1,995円	2,280円	2,565円	2,850円	4,275円	5,700円
56歳～60歳 (1963.10.2生～ 1968.10.1生)	男性	540円	1,080円	1,620円	2,160円	2,700円	3,240円	3,780円	4,320円	4,860円	5,400円	8,100円	10,800円
	女性	349円	698円	1,047円	1,396円	1,745円	2,094円	2,443円	2,792円	3,141円	3,490円	5,235円	6,980円
61歳～65歳 (1958.10.2生～ 1963.10.1生)	男性	802円	1,604円	2,406円	3,208円	4,010円	4,812円	5,614円	6,416円	7,218円	8,020円	12,030円	16,040円
	女性	448円	896円	1,344円	1,792円	2,240円	2,688円	3,136円	3,584円	4,032円	4,480円	6,720円	8,960円
66歳～70歳 (1953.10.2生～ 1958.10.1生)	男性	1,167円	2,334円	3,501円	4,668円	5,835円	7,002円	8,169円	9,336円	10,503円	11,670円	17,505円	23,340円
	女性	588円	1,176円	1,764円	2,352円	2,940円	3,528円	4,116円	4,704円	5,292円	5,880円	8,820円	11,760円
71歳 (1952.10.2生～ 1953.10.1生)	男性	1,513円	3,026円	4,539円	6,052円	7,565円	9,078円	10,591円	12,104円	13,617円	15,130円		
	女性	765円	1,530円	2,295円	3,060円	3,825円	4,590円	5,355円	6,120円	6,885円	7,650円		
72歳 (1951.10.2生～ 1952.10.1生)	男性	1,669円	3,338円	5,007円	6,676円	8,345円	10,014円	11,683円	13,352円	15,021円	16,690円		
	女性	847円	1,694円	2,541円	3,388円	4,235円	5,082円	5,929円	6,776円	7,623円	8,470円		
73歳 (1950.10.2生～ 1951.10.1生)	男性	1,850円	3,700円	5,550円	7,400円	9,250円	11,100円	12,950円	14,800円	16,650円	18,500円		
	女性	943円	1,886円	2,829円	3,772円	4,715円	5,658円	6,601円	7,544円	8,487円	9,430円		
74歳 (1949.10.2生～ 1950.10.1生)	男性	2,060円	4,120円	6,180円	8,240円	10,300円	12,360円	14,420円	16,480円	18,540円	20,600円		
	女性	1,049円	2,098円	3,147円	4,196円	5,245円	6,294円	7,343円	8,392円	9,441円	10,490円		
75歳 (1948.10.2生～ 1949.10.1生)	男性	2,308円	4,616円	6,924円	9,232円	11,540円	13,848円	16,156円	18,464円	20,772円	23,080円		
	女性	1,164円	2,328円	3,492円	4,656円	5,820円	6,984円	8,148円	9,312円	10,476円	11,640円		

月払掛金(概要)

継続加入のみ

月払掛金(確定)

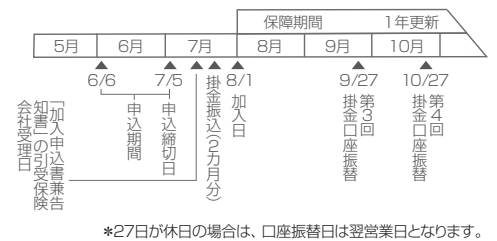
対象	子ども			
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	100万円	200万円	300万円	400万円
3歳～22歳 (2001.10.2生～ 2021.10.1生)	70円	140円	210円	280円

- 掛金は毎月口座から振替えます。口座振替については6ページの「お申込み手続きのスケジュールについて」をご確認ください。[収納代行会社：明治安田収納ビジネスサービス(株)]
- (本人・配偶者)の掛金は概算掛金です。正掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2024年4月1日)から適用します。追加募集の際に加入される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時時点の保険年齢で確認のうえ、詳細は、ネットコープ共済事務局までご照会ください。
- 掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。(子ども)の掛金は1人あたりの確定掛金です。記載の掛金は、確定の掛金を含め、2023年9月5日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 以下の金額が「制度運営費」として<本人・配偶者>の掛金に含まれております。  
死亡保険金額(高度障がい保険金額)100万円あたり50円

#### お申込み手続きのスケジュールについて

- 毎月5日、ネットコープ共済事務局必着にて「加入申込書兼告知書」を提出いただきます。  
選択いただいた初回のお支払い方式により、加入日が決定されます。
- ① 第1回・第2回掛金が振込方式の場合  
申込締切日の翌月1日が加入日となります。  
第1回掛金および第2回掛金を締切月の27日までに指定口座にお振込みください。  
第3回掛金から口座振替となります。(口座振替日：毎月27日)
  - ② 第1回掛金がキャッシュレス方式の場合  
申込締切日の翌々月1日が加入日となります。  
第1回掛金は、加入日の前月27日に口座振替となります。  
※以降は、当月分掛金を前月27日に自動的に口座振替いたします。

(例) 第1回・第2回掛金が振込方式の場合(8/1加入日の場合の例)



## ご契約の概要について（契約概要） 団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。



\*\*\*\*\*

### 加入資格

- 以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。  
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《本人》 全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の役員・従業員の方  
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》 全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の役員・従業員の配偶者の方  
新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 《子ども》 全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合（ネットコープ）の役員・従業員の扶養する子ども（\*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。  
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。  
（\*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

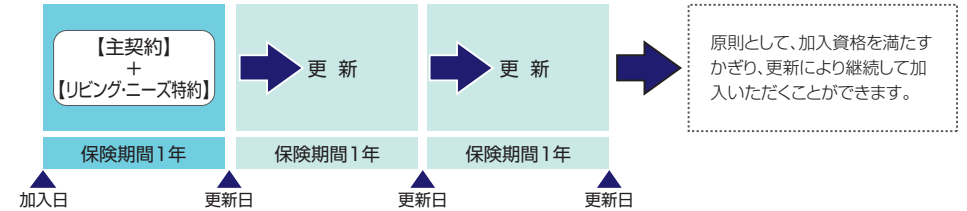
#### 【ご注意】

- 一旦加入すれば、その後病気になるけれども、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。  
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- 組合員企業（事業主）が全国情報ネットワーク協同組合の組合員企業資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。  
（この場合、加入されているその組合員企業（事業主）の役員・従業員も年齢によらず脱退となります。）  
また、本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
- リビング・ニース特約付加時に被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニース特約に加入することができません。

### この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは14ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。

#### しくみ図（イメージ）



### 主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

#### 【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。  
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

#### 【リビング・ニース特約】

リビング・ニース特約の特約保険金	保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。
------------------	--

※被保険者が子どもの場合、リビング・ニース特約の特約保険金はお支払いしません。  
（\*）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読替えます。

#### ご参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」（10ページ）、【制度の詳細とその他取扱】（12～14ページ）を必ずご確認ください。

### 保険期間

- 保険期間は効力発生日～2025年3月31日までです。  
以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

### 受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹・約款順位から選択できます。「約款順位」とは、以下の順位です。  
被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- リビング・ニース特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。  
ただし、被保険者が特約保険金をご請求できない場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求できます。



● 受取人 (続き)

<代理請求できる場合>

○保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。

- ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合
- ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合

<指定代理請求人の範囲>

○以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。

- ①被保険者と次の関係にある人
  - (ア)戸籍上の配偶者
  - (イ)直系血族
  - (ウ)兄弟姉妹
  - (エ)前(イ)(ウ)のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
  - (オ)同居または生計を一にしている人
  - (カ)財産管理を行っている人
  - (キ)死亡保険金受取人
  - (ク)その他前(オ)~(キ)までに掲げる人と同等の関係にある人

なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。

<その他ご留意事項>

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人による高度障がい保険金のご請求はできません。
- 本人(主たる被保険者)が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は、本人(主たる被保険者)となります。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

● 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

● 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

● 制度運営および引受保険会社

- 当制度は全国情報ネットワーク協同組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付リビング・ニース特約付リビング・ニース特約の指定代理請求の特則付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2023年7月26日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	日本生命保険相互会社(70%)(事務幹事会社)	第一生命保険株式会社(25%)
	大樹生命保険株式会社(3%)	ネットライフ生命保険株式会社(2%)

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。  
また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当「フレット」の該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。  
なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。  
(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。



\*\*\*\*\*

● クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

● 告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(\*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

● 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、2024年4月1日(加入日(\*))から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 当保険制度は追加募集しておりますので、上記加入日(\*)以外でも加入可能です。追加募集においては、引受保険会社にご加入を承諾した場合、所定の加入日から保険契約上の責任を負います。
- 追加募集時に加入される場合は、毎月5日までにネットコープ共済事務局へ「加入申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、加入日は、その翌月1日となります。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

● 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
  - ・加入日(\*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
  - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(\*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

【リビング・ニース特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
  - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき



●この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日、主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニース特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日
  - ②加入資格を失われた日
  - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。（例えば、7月24日に脱退された場合、7月分掛金を払込みいただき、7月31日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

●制度内容の変更

- 全国情報ネットワーク協同組合の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

●生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。（お問合せ先）生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

●保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、全国情報ネットワーク協同組合経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに全国情報ネットワーク協同組合のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>）

●指定代理請求制度に関する留意事項

- リビング・ニース特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。詳しくは「契約概要」の「受取人」項目に記載しておりますのでご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。



●保険金のお支払事由

- 主契約
  - 【死亡保険金】引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
  - 【高度障がい保険金】引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（\*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（\*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取り扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。（\*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。（\*2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- ～高度障がい状態に関する補足説明～
1. 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
  2. 眼の障がい（視力障がい）  
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
  3. 言語またはそしゃくの障がい  
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。  
① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合  
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合  
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合  
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
  4. 上・下肢の障がい  
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

- リビング・ニース特約
  - 【リビング・ニース特約の特約保険金】保険期間中に被保険者の余命が6カ月以内（\*3）と判断される場合に、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者の指定した金額（100万円単位）をリビング・ニース特約の特約保険金としてお支払いします。ただし、特約保険金のお支払いは、被保険者が主たる被保険者の場合は、1,000万円を、配偶者の場合は300万円を限度とし、1被保険者について1回限りです（事業主負担タイプを含む）。被保険者が子どもの場合は請求できません。被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときには、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者の代理人として、保険金を請求することができます。また、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いした場合、死亡保険金額はお支払いした金額分だけ減額されます。なお、その被保険者について、死亡保険金または高度障がい保険金がすでに支払われている場合は、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。（\*3）余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。余命6カ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が行います。



## 更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

### ● 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

#### 【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
  - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（※1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
  - ・保険契約者・被保険者の故意。
  - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
  - ・戦争その他の変乱。（※2）
- （※1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （※2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

#### 【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（※1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（※1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

#### 【すべての保険金】

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
  - 告知義務違反による解除の場合
    - ご加入（※1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（※1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
  - 詐欺による取消の場合
    - 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
  - 不法取得目的による無効の場合
    - 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
  - 保険契約が失効した場合
    - 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
  - 重大事由による解除の場合
    - 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
  - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
  - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

#### 【リビング・ニース特約】

- リビング・ニース特約は、主契約の被保険者（本人・配偶者）の死亡保険金についてのみ、所定の条件のもと、全部または一部をお支払いする特約です。
  - 引受保険会社は、リビング・ニース特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。
    - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
    - ・戦争その他の変乱。（※3）
  - （※3）ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニース特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニース特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

### ● 保険金をお支払いしない場合等（詳細）（続き）

- ～また、以下のような場合にリビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません～
  - ・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。
  - ・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われたとき。
  - ・死亡保険金または高度障がい保険金が支払われた場合で、その支払後にその被保険者についてリビング・ニース特約の特約保険金の請求を受けたとき。
  - ・その被保険者について、死亡保険金額の一部がすでにリビング・ニース特約の特約保険金として支払われたとき。

### ● 税務上のお取扱い

- 掛金
  - 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
  - 主契約およびこども特約の実質掛金（掛金から制度運営費および配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshrase/hokenryokajo/>）
  - ※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
  - ※当ネットコープ共済制度以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ネットコープ共済制度のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。
- 死亡金
  - 保険金
    - < 本人 > 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
    - < 配偶者・子ども > 本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
    - 高度障がい保険金 … 被保険者が受取人の場合、非課税です。
    - リビング・ニース特約の特約保険金 … 被保険者が受取人の場合、非課税です。
    - ※ 特約保険金をお受取後、受取人（被保険者）が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。
  - 年金 … （公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
    - 課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※
    - ※ 必要経費 =  $\frac{\text{年金年額}}{\text{除配当金}} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等については、2023年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

### ● 保険金の年金受取り

- 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。また、リビング・ニース特約の特約保険金についても対象外です。※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類	年金の種類	年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合	年金受取開始日後の配当金のお受取方法について	年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について
確定年金	5年	定額型	年4回受取り（3カ月ごと）	以下のいずれかを選択 〔 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日 〕	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	年金受取開始日後の配当金の受取り方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。	所定の利率(*)による利息をつけて積立、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
	10年							
	15年							
保証期間付終身年金	終身 (保証期間15年)	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてての方法 ○利息をつけて積立てる方法	(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

- ※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
- ※年金受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- ※保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。



# 正しく告知いただくために

## 団体定期保険

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

### 1. 健康状態等について、被保険者ご本人が有りのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といたします。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

### 2. 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 3. 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

### 4. 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただきます、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することができます。(\*)
  - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することができます。
  - お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻ししません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (\*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
- こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することができます。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻ししません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

### 5. 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## 6. 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

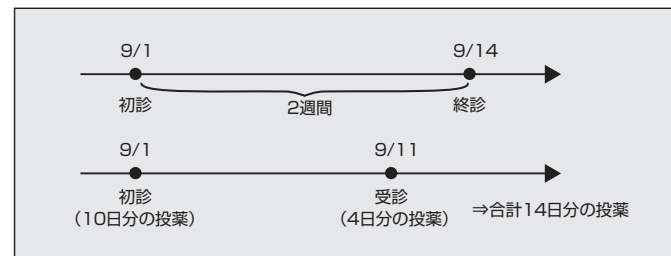
- 新規加入・増額する申込者それぞれが「インフレット」等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
- (※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

#### ＜質問事項＞

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限\*1を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり\*3、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。

#### ＜補足説明＞

- \*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- \*2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。  
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- \*3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
  - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
  - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
  - ・妊娠(正常)による入院

- (注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

